

る値下げは認められず、他方値上げ率ゼロ
パーセントまでの変更要求は認められ、その
形成権としての効果に限定して借地借家法二
二条の適用があるとした。

バブル期に締結されたいわゆるサブリース

契約については、その後のバブル崩壊に伴う
賃料減額請求をめぐる訴訟が多発し、近年高
裁判所の判例が出てきているが、減額請求を
認めるもの（東京高判平一〇・一二・三、東
京高判平一〇・一二・二五、東京高判平一・
二・二三他）が多いなか、本判決は、サブリ
ース契約における借地借家法の適用を実質的に
否定した点において、サブリース事業者に
とつて厳しい判断といえる。

なお、本事案と同じサブリース事業者が原
告となつている同種事案の高裁判決（東京高
判平一一・一〇・二七）は、借地借家法の適
用を認めた上減額請求を一部認容したが、本
事案と同様に上告されており、両事案とも最
高裁の判断が待たれている。

最近の判例から

(18)

サブリース契約解約後の転貸借保証金

返還請求が認められた事例

（東京高判 平一一・二・二一 判タ一〇二三一一九四） 山田 英夫

いわゆるサブリース契約において、原賃貸
借契約が賃借人（サブリース事業者）の債務
不履行を理由に解除されたとしても、契約終
了時に賃貸人が転貸人の地位を承継する旨の
特約があり、当該特約はサブリース事業の繼
続を図るために設けられた趣旨のものである
ときは、賃貸人は、転貸人の地位を承継する
として、転借人（テナント）が差し入れた転
貸借保証金の返還を命じられた事例（東京高
判平一一・一〇・二七）は、借地借家法の適
用を認めた上減額請求を一部認容したが、本
契約（以下「転貸借契約」という。）を締結し
た。原賃貸借契約書には、「原賃貸借契約
の期間満了、解除、その他原賃貸借契約が終
了した場合は、Yは、Aが転借人との間に締
結している転貸借契約を承継する」旨の特約
(以下「本件特約」という。)があつた。

XとAは、平成二年一〇月、建築中の本件
建物の転貸部分（店舗部分）について、賃貸
借契約（以下「転貸借契約」という。）を締結
した。本件転貸借契約書には、「転貸借保証金は
一億五五四三万円とし、契約終了時に一〇
パーセント償却する。」との条項があり、Xは、
契約と同時に本件転貸借保証金を支払った。

本件建物は、平成二年一二月に完成し、Y
からAに引き渡され、さらに転貸部分がAか
らXに引き渡されたが、Yは、平成三年一月、
Aの債務不履行を原因として、同月末日限り

その支払がないときは原賃貸借契約を解除する旨の意思表示をし、そして原賃貸借契約は同日の経過をもつて解除された。

他方Xは、原賃貸借契約が解除された後も転貸部分を継続使用し、約三年間にわたって賃料相当額を、Yの指示によりYに支払い続けたが、平成五年一一月、Xは、転貸借契約における転貸人の地位はYが承継しているとして、Yに対し、転貸借契約を平成六年三月末日限り解約する旨の意思表示をし、転貸借保証金（所定の償却分を控除）の返還を求めた。

これに対しYは、原賃貸借契約の解除とともに転貸借契約はすでに終了しており、また、本件特約はYとAとの間のものであり、転貸人の地位について特段の承継行為がないので転貸人の地位は承継しておらず、さらに転貸借保証金についてもAから引渡しを受けていない等として、転貸借保証金の返還を拒んだ。このためXは、Yに対する転貸借保証金返還請求の訴えを起こしたが、第一審裁判所は、原賃貸借契約の解除により、転貸借契約は履行不能となつて終了したとしてXの請求を棄却した。これを不服としてXは控訴した。

二 判決の要旨

これに対して高等裁判所は、以下のようない判断を下した。

四六一万余円を支払え。

三 まとめ

(1) YとAとの本件原賃貸借契約は、収益事業目的のいわゆるサブリース契約（事業受託方式）であり、本件転貸借契約と一体的に考察するのが相当である。

(2) 原賃貸借契約の転貸人地位承継の本件特約は、サブリース事業終了後も収益事業の

継続をはかるために設けられたものと考えられ、原則として転借人に不利益を生じさせることのではなく、サブリース事業当事者及び転借人の通常の取引意思にも合致するものであるから、第三者となる転借人のためにする契約としての効力を有する。

(3) また、Yは、原賃貸借契約解約後も、転借人に転貸部分の明渡しを求めず、転借人から従前の転貸賃料相当額を受領し続けているから、転貸人の地位の承継を事実上承認していたと認めるべきである。

(4) そうすると、Yは原賃貸借契約の本件特約により転貸人の地位を当然承継し、Xが差し入れた転貸借保証金返還義務を負つたと解される。

(5) よつて、YはXに対し、転貸借保証金一億五五四三万円から一〇パーセントの償却分および未払家賃等を控除した残額一億三